

○青森市補助金等の交付に関する規則

平成十七年四月一日

規則第六十二号

改正 平成二五年一月規則第一号

令和元年五月規則第一号

(目的)

第一条 この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、補助金等の交付に関する基本的な事項を定め、もって補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、市が交付する補助金、利子補給金及び交付金をいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 一 事業計画書(様式第二号)
- 二 収支予算書(様式第三号)
- 三 その他市長が必要と認める書類

(平成二五規則一・一部改正)

(補助金等の交付の決定)

第四条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて実地調査又は市税の納付状況調査を行い、補助金等の交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(平成二五規則一・一部改正)

(補助金等の交付の条件)

第五条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第六条 申請者は、第四条の規定による補助金等の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又は前条の規定により付された条件に不服

があるときは、市長の定める期日までに書面により申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業内容の変更申請等)

第七条 補助金等の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたことにより、事業内容を変更しようとするとき、又は補助事業を廃止しようとするときは、事業変更（廃止）申請書（様式第四号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 一 災害その他補助金等の交付の決定した後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 二 補助事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで補助事業等を遂行することができない場合
- 三 その他補助事業者において事業内容を変更又は廃止しようとする場合

- 2 第四条の規定は、前項の場合に準用する。

(状況調査等)

第八条 市長は、補助事業者に対し、補助金等の使途について報告を求め、又は実地に調査することがある。

- 2 市長は、前項の報告又は調査の結果必要と認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示をすることがある。

(実績報告)

第九条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書（様式第五号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- 一 事業費精算書（様式第六号）
- 二 事業実績効果報告書（様式第七号）
- 三 その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第十条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第十一条 補助金等は、前条により額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が

特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することがある。

(補助金等の請求)

第十二条 補助事業者は、補助金等を請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(手続の特例)

第十三条 市長は、補助事業等の性質上、この規則に定める補助金等の交付手続によることが困難と認めるものがあるときは、別に定める手続により行わせることがある。

(補助金等の流用禁止)

第十四条 補助事業者は、交付を受けた補助金等を他の用途に使用してはならない。

(補助金等交付の決定の取消し)

第十五条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金等交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 一 補助金等交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 二 補助金等を補助事業等以外の用途に使用したとき。
- 三 補助事業等を廃止したとき。
- 四 市長が補助金等の交付を不相当と認めたとき。
- 五 第八条の報告を怠り、若しくは調査を拒み、又は指示に従わないとき。
- 六 その他この規則に違反したとき。

(補助金等の返還)

第十六条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第十七条 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第十八条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金

額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

三 その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の青森市補助金等の交付に関する規則（昭和四十五年青森市規則第二十六号）又は浪岡町補助金等に関する規則（昭和四十五年浪岡町規則第八号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成二五年一月規則第一号）

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の青森市補助金等の交付に関する規則第三条及び第四条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金等の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金等の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月規則第一号）

(施行期日)

1 この規則は、令和元年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

補助金等交付申請書

年度において 事業を実施したいから、青森市補助金等の交付に関する規則(平成17年青森市規則第62号)第3条の規定に基づき、補助金 円を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

年 月 日

青森市長 様

住所(所在)

氏 名



記

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長が必要と認めた書類
 - (1)
 - (2)

様式第2号(第3条関係)

事業計画書

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 補助金交付法令根拠
- 4 事業の概要(実施計画、事業内容)
- 5 事業施行場所
- 6 事業施行期間
- 7 事業効果(予定)
- 8 その他

様式第3号(第3条関係)

収 支 予 算 書

1 取 入

区	分 (科目)	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	本年度収入の明細		摘要	
		千円	千円	千円	千円	千円		
自己負担額								
	計							
	青森市							
補助金額	青森市を 経由する 場合	国						
		県						
		小計						
	青森市を 経由しな い場合	国						
		県						
		小計						
計								
その他								
	計							
合計								

2 支 出

事業区分	科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	本年度予算額の財源内訳			支出の明細
					自己負担	補助金	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	計							
	計							
	計							
合	計							

様式第4号(第7条関係)

事業変更(廃止)申請書

年 月 日付け青森市指令 第 号をもって補助金交付決定の通知
があつた 事業の実施について、次の理由により事業内容を変更(事業を廃止)
したいので承認して下さるよう(関係書類を添えて)申請します。

年 月 日

青森市長 様

住所(所在)

氏 名



記

- 1 変更(廃止)の理由
- 2 添付書類(変更のみ)

※ 補助金交付申請書に添付した関係書類を添える際、変更後の事業の内容が容易に比較対照できるよう変更前を朱書、変更後を黒書すること。

様式第5号(第9条関係)

事業実績報告書

青森市補助金等の交付に関する規則(平成17年青森市規則第62号)第9条の規定に基づき、次の書類を添えて 事業の実績を報告します。

年 月 日

青森市長 様

住所(所在)

氏 名



記

- 1 事業費精算書
- 2 事業実績効果報告書
- 3 その他市長が必要と認める書類

(1)

(2)

事業費精算書

1 収入

区 分		本年度予算額	収入済額	収入未済額	収入済額の明細	摘要	
(科目)		円	円	円	円		
自己負担額							
計							
補助金額	青森市 を 経 由 し た も の	青森市					
		県					
		国					
	小計						
	青森市 を 経 由 し な い も の	県					
		国					
小計							
計							
その他							
計							
合 計							

2 支出

事業区分	科目	本年度予算額	支出済額	不用額	支出済額の財源内訳			支出済額の明細
					自己負担	補助金	その他	
		円	円	円	円	円	円	円
計								
計								
計								
計								
合 計								

収入支出差引残金 円

様式第7号(第9条関係)

事業実績効果報告書

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 事業の名称 | 6 補助効果 |
| 2 事業主体者 | 7 事業の施行期間(当初計画と実施済と比較のこと) |
| 住所(所在) | |
| 氏名 | 8 事業施行場所 |
| 3 事業の目的 | 9 次年度以降計画 |
| 4 補助金交付法令根拠 | 10 その他 |
| 5 事業施行経過概要 | |

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(令和元規則 1 ・一部改正)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

(令和元規則 1 ・一部改正)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

(令和元規則 1 ・一部改正)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)